

自殺対策基本法の成立過程について

自殺対策基本法の「原点」は、その成立過程にあると言えるでしょう。誰の、どのような思いを受けて、この法律が作られたのか。その過程を紐解いていけば、自殺対策基本法の理念がより鮮明に見えてきますし、自殺総合対策の中身がより深く理解できるようになるはずです。

自殺対策基本法の成立過程を語る上で、決して欠くことのできない三つの「点」があります。流れゆく時間の中で、ある人（たち）が身を挺して刻んだかけがえのない「点」です。平成13年10月23日と17年5月30日。それに、18年4月17日。これらの「点」と「点」とがつながって「線」ができ、その先に自殺対策基本法が成立しているのです。

平成13年10月23日というのは、NHKの『クローズアップ現代』という番組で、自死遺児たちが、はじめて顔も名前も隠さずに自らの体験を語った日です。当時はまだ、自殺は「語ることのできない死」でした。自殺の背景には様々な社会的な要因が深く関わっているにもかかわらず、一般的には「自殺は個人の問題」と見られていて、政府も自殺対策をうつ対策に矮小化させていました。しかし「3年連続年間自殺者3万人」と事態が深刻化の一途を辿る中で、遺児たちは「このままでは自分の父親と同じように、自殺に追い込まれていく人が増えていく」との危機感を抱き、番組を通して「自殺を社会問題として捉えて、社会的な対策を講じて欲しい」と訴えたのです。

この日から、自殺が社会問題化され始めたと言っても過言ではありません。存在自体が知られていなかった自死遺児（遺族）が、体験を語ることによって社会の中に自らの居場所を作り出し、黙殺されていた自殺の問題を社会的課題に浮上させました。自殺は少しずつ「語ることのできる死」となり、自殺問題の深刻さが広く社会に共有されるようになっていったわけです。

平成17年5月30日には、国会議員会館で自殺をテーマにしたはじめてのシンポジウムが開かれました。自死遺児の訴えがあったにもかかわらず、当時はまだ対策が進まずに、「年間自殺者3万人」が6年も続いていました。民主党の山本孝史議員や自民党の武見敬三議員（当時）らと協力してライフリンクが主催したこの集いには、尾辻秀久厚生労働大臣（当時）も出席。自殺対策に取り組む民間団体等が『自殺総合対策の実現に向けて（提言）』を政府に提出し、「手弁当のボランティアで支える自殺対策はすでに限界を超えている」、「自殺対策に必要な連携を取ろうとしても、地方では中央官庁の縦割りの弊害のあおりを受けてうまくいかない」等、過酷かつ杜撰な日本の自殺対策の実状を伝えながら、「もはや国が一刻も早く対策に乗り出す以外に道はない」と強く迫りました。

訴えの背景にあったのは、平成13年12月に厚労相の諮問機関がまとめた『自殺予防に向けての提言』が、まったくと言っていいほど実行に移されていないという現実でした。この提言は、自殺を「追い込まれた末の死」として社会的な対策の必要性を訴える等、内容的には優れていたのですが、法的根拠がないが故に肝心の実効性には欠けていました。その反省を踏まえて、自殺の問題を政治課題化させるこの日の動きとなり、これが同年7月の参議院厚生労働委員会「自殺対策の推進を求める決議」の採択へとつながっていったのです。

そして、平成18年4月17日。毎日新聞の一面トップに「自殺対策 新法で国の責務明記」との見出しが躍ったこの日を皮切りに、それまで水面下で準備が進められてきた法制化への動きが一挙に表面化・加速化していきました。国会内では、前年5月30日の集いに参加した超党派議員らが中心となって「自殺防止対策を考える議員有志の会」を設立。メンバーが利害関係を超えて、それぞれの所属する党の説得に動き出しました。また国会の外では、ライフリンクや東京自殺防止センター等が中心となって『自殺対策の法制化を求める3万人署名』を開始。国

会議員との連携を密にしながら、報道機関にも協働を呼びかけて署名活動を全国に展開してきました。

結果、わずかひと月半の間に10万1,055筆もの署名が集まりました。「この異常事態を何とかしよう」、「これ以上、悲しみの連鎖を広げたくない」、「自殺のない生き心地の良い社会をめざそう」。そうした市民ひとりひとりの「小さな思い」が集まって「大きな力」となり、国会内での法制化の動きを強力に後押し。同年6月15日、自殺対策基本法が成立したのです。

このように、「点」を点だけに終わらせずに、それぞれを結いで「線」にまでしていったのは、「人と人とのつながり」でした。自死遺児たちの勇気溢れる呼びかけを、彼らの周りにいた大人たちが（山本孝史さんや私もそうしたひとりでしたが）受け止めて、今度はその大人たちが広く社会に訴えていく中で、報道関係者や医療や法律の専門家の中にも、訴えに共感する人たちが増えていきました。そうやって多くの人が自殺問題に対する危機感を共有し、組織や立場を越えた「つながり」を実感しながら、またそれを最大限活かしながら、それぞれがそれぞれの立場でやるべきことを確実に実行に移していったことが、「点」を「線」へと発展させ、自殺対策基本法の成立を支えたのです。

自殺対策基本法「第一条」には、「この法律は、（中略）国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする」と記されています。つまり、「自殺総合対策とは地域作り・社会作りである」という発想が、この法律の基本精神となっているということです。日本社会を、少しでも「生き心地の良い社会」に変えていきたいというたくさんの「思い」が結実して自殺対策基本法はできているのです。

『自殺対策の法制化を求める3万人署名』参加団体（順不同）

東京自殺防止センター（東京）	ビックフット（佐賀）	生と死を考える会（東京）
自死遺族支援ネットワークRe：（長崎）	蜘蛛の糸（秋田）	心に響く文集・編集局（福井）
心といのちを考える会（秋田）	こころのカフェ きょうと（京都）	れんげの会（福島）
相談室カンナ（京都）	あんだんて（埼玉）	猫次郎研究所（東京）
親の自殺を語る会（大阪）	りんどうの会（岩手）	わかちあいの会「風舎」（兵庫）
NPO 京都光（京都）	浄土真宗本願寺派（東京教区）	大阪自殺防止センター（大阪）
リメンバー福岡（福岡）	円覚山安楽寺（東京）	共生支援センター（福岡）
はたらの会（沖縄）	ライフリンク（東京）	

（NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク代表 清水 康之）

第2節 自殺対策基本法の概要

自殺対策基本法は、総則として、「目的」、「基本理念」、国等の「責務」、「施策の大綱」

等について、また、基本的施策、自殺総合対策会議等についての条文を設けている。

1 目的

自殺対策基本法の目的は、第1条において「自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進し

て、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図ること」とされている。これにより、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することがうたわれている。